



0歳児～2歳児のお子さんがある多子世帯の方へ

令和6年1月～3月分の保育料相当額を補助します

物価高騰の影響が続く中、多子世帯を応援する目的で、0歳児～2歳児のうち、第2子以降の保育料相当額(3か月分)を補助します。

対象▽令和6年2月1日時点で東海村に住民登録がある▽認可保育施設に在籍する0歳児～2歳児のうち、第2子以降の児童を養育している▽前述の養育者のうち、現に保育料を支払っている——を満す方 ※軽減等により保育料が無償化されている方は補助対象外となります。

補助額▽対象者が養育している0歳児～2歳児のうち、第2子以降の児童の保育料月額(令和6年1月～3月の保育料相当額)※令和6年2月2日以降に村外へ転出した場合は、転出時点まで負担する保育料相当額を補助します。

申請方法等▽村内の保育施設へ入所中の方は…所属施設から申請書を配布しますので、必要事項を記入の上、所属施設へご提出ください。

▽村外の保育施設へ入所中の方は…村から申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にてご提出ください。※内容を確認後、交付決定通知を送付するとともに、指定する口座へ振り込みます。

申請期限▽2月29日(木)(当日消印有効)

問い合わせ▽子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1184)

暗証番号を設定しない「顔認証マイナンバーカード」が導入されました



【「顔認証マイナンバーカード」とは】

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担を軽減するため、暗証番号の設定を不要とし、カードの本人確認方法を機器または目視による顔認証に限定したマイナンバーカードです。

【利用できるサービス】

▽本人確認書類としての提示 ▽健康保険証としての利用 ※健康保険証として利用するには、ご自身で病院等にてマイナンバーカードを提示するなどし、利用登録申請をする必要があります。

【利用できないサービス】

▽マイナポータル ▽各種証明書のコンビニ交付 ▽その他のオンライン手続きなど暗証番号の入力が必要な手続き

【取得方法】

■マイナンバーカードをお持ちでない方は…マイナンバーカード受け取りの際に、窓口でお申し出ください。

■マイナンバーカードをお持ちの方は…マイナンバーカード(代理人の場合は加えて委任状と代理人の本人確認書類)をお持ちの上、住民課(役場行政棟1階)へお越しください。マイナンバーカードを健康保険証として利用したい方は、顔認証マイナンバーカードへの切り替え手続きの前に、健康保険証の利用登録を行ってください(公金受取口座を登録する場合についても同様)。設定切り替え後は、マイナポータルやセブン銀行ATMでの健康保険証の利用登録ができませんので、病院・薬局等の顔認証機で利用登録を行ってください。※代理人による手続きも可能ですが、利用者用電子証明書が失効している場合、発行手続きが必要となるため、代理人による切り替え手続きが即日ではできませんのでご注意ください。

問い合わせ▽住民課住民担当(☎282-1711 内線1125)、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

スマホ用電子証明書がコンビニ交付で利用できるようになりました

これまで、コンビニで住民票等を取得する際にマイナンバーカードが必要でしたが、「スマホ用電子証明書」を搭載したスマートフォンがあれば、マイナンバーカードなしでもコンビニ交付サービスを利用できるようになりました。

【対応開始する事業者】

▽株式会社ファミリーマート

▽株式会社ローソン

【「スマホ用電子証明書搭載サービス」とは】

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、スマートフォンにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです(Android端末の一部の機種のみ、iPhoneの対応時期は未定)。

これにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでさまざまなマイナンバーカード関連サービスの利用や申し込みができるようになりました。※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。



▲HPIはこちら

問い合わせ▽住民課住民担当(☎282-1711 内線1125)、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178 ※音声ガイダンスの後、4番を選択してください。)